

議案第23号

逗子市在宅介護支援センター条例の廃止について

逗子市在宅介護支援センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市在宅介護支援センター条例を廃止する条例

逗子市在宅介護支援センター条例（平成12年逗子市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

（提案理由）

平成27年 3月31日付けで保健センター内に設置している基幹型在宅介護支援センターを廃止することに伴い、廃止の要あるため提案する。